

補助金等取扱基準

補助金等の名称	地域活動助成事業補助金
補助事業等の標目	宝くじの社会貢献広報事業として、公益財団法人長野県市町村振興協会（以下「協会」という。）が定める公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業地域活動助成事業実施要項（平成13年3月27日制定）（以下「実施要項」という。）に基づき、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。
補助事業等の対象者	実施要項に基づく交付決定を受けた地域活動助成事業実施主体
補助対象経費	実施要項による。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	実施要項による交付決定を受けた額の10/10 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 実施要項によるため
補助事業等の評価	事業実施主体からの実績報告書により、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成13年
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 協会が認める事業であるため
情報の公表の方法等	事業実施主体、補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	実施要項に基づき、宝くじの社会貢献広報をすること。
提出書類	・支払関連資料（明細入りの請求書及び領収書） ・カラー写真 ・その他市長が必要と認めた書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

平成24年 5月14日 制定

平成28年 4月 1日 一部改正